

平成28年12月

伊那市議会定例会議案  
関係資料

平成28年11月28日

平成28年12月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料	伊那地域定住自立圏形成に関する協定書新旧対照表	1
議案第2号関係資料	伊那地域定住自立圏形成に関する協定書新旧対照表	3
議案第3号関係資料(1)	市道路線変更位置図	5
議案第3号関係資料(2)	市道路線変更位置図	6
議案第3号関係資料(3)	市道路線変更位置図	7
議案第4号関係資料	伊那中央行政組合規約新旧対照表	8
議案第5号関係資料(1)	伊那市組織条例新旧対照表	9
議案第5号関係資料(2)	伊那市特別会計条例新旧対照表	10
議案第5号関係資料(3)	伊那市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例新旧対照表	11
議案第5号関係資料(4)	伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表	12
議案第5号関係資料(5)	伊那市水道事業分担金徴収条例新旧対照表	18
議案第5号関係資料(6)	伊那市下水道事業に地方公営企業法を適用する条例新旧対照表	19
議案第6号関係資料	伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表	20
議案第7号関係資料(1)	伊那市税条例等改正概要	22
議案第7号関係資料(2)	伊那市税条例新旧対照表	23
議案第7号関係資料(3)	伊那市税条例の一部を改正する条例新旧対照表	35
議案第7号関係資料(4)	伊那市国民健康保険税条例新旧対照表	36
議案第8号関係資料	伊那市手数料徴収条例新旧対照表	38
議案第9号関係資料	伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例新旧対照表	39
議案第10号関係資料	伊那市デイサービスセンター条例新旧対照表	41

議案第11号関係資料	伊那市介護予防施設条例新旧対照表	42
議案第13号関係資料	伊那市火葬場条例新旧対照表	43
議案第14号関係資料(1)	伊那市霊園条例改正概要	44
議案第14号関係資料(2)	合葬式墳墓位置図及び平面図	45
議案第14号関係資料(3)	合葬式墳墓立面図	46
議案第15号関係資料	伊那市山荘条例新旧対照表	47
議案第16号関係資料	伊那市農業公園条例新旧対照表	48
議案第17号関係資料	伊那市キャンプ場条例新旧対照表	51
議案第18号関係資料	伊那市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表	52
議案第19号関係資料	伊那市体育施設条例新旧対照表	53
議案第20号関係資料	伊那市水道事業給水条例新旧対照表	57
議案第21号関係資料(1)	伊那市下水道条例新旧対照表	61
議案第21号関係資料(2)	伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例新旧対照表	63
議案第21号関係資料(3)	伊那市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例新旧対照表	67

# 議案第1号関係資料

## 伊那地域定住自立圏形成に関する協定書新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧					新				
別表（第2条、第3条関係） 1 生活機能の強化					別表（第2条、第3条関係） 1 生活機能の強化				
分野	取組の項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割	分野	取組の項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
産業 振興	担い手の確保	圏域内への移住・定住により産業の担い手確保及び産業の活性化を推進するため、空き家の利活用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施</li> <li>空き家バンクホームページの構築及び運営</li> <li>空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信</li> <li>行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施</li> <li>空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信</li> <li>行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施</li> </ul>	産業 振興	担い手の確保	圏域内への移住・定住により産業の担い手確保及び産業の活性化を推進するため、空き家の利活用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施</li> <li>空き家バンクホームページの構築及び運営</li> <li>空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信</li> <li>行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施</li> <li>空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信</li> <li>行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施</li> <li>空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信</li> <li>行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施</li> <li>空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信</li> <li>行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施</li> </ul>					
					福祉	子育て環境の充実	<u>圏域の子育て環境の充実を図るため、子育て拠点施設の相互利用及び協力体制の構築に向けた取組を推進する。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て拠点施設を活用した圏域内の住民向けサービスの提供</li> <li>圏域内の子ども子育て関連事業間における協力体制の検討及び構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て拠点施設を活用した圏域内の住民向けサービスの提供</li> <li>圏域内の子ども子育て関連事業間における協力体制の検討及び構築</li> </ul>

旧	新
2～3 略	2～3 略

# 議案第2号関係資料

## 伊那地域定住自立圏形成に関する協定書新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧					新				
別表（第2条、第3条関係） 1 生活機能の強化					別表（第2条、第3条関係） 1 生活機能の強化				
分野	取組の項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割	分野	取組の項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
産業 振興	担い手の確保	圏域内への移住・定住により産業の担い手確保及び産業の活性化を推進するため、空き家の利活用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施</li> <li>空き家バンクホームページの構築及び運営</li> <li>空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信</li> <li>行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施</li> <li>空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信</li> <li>行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施</li> </ul>	産業 振興	担い手の確保	圏域内への移住・定住により産業の担い手確保及び産業の活性化を推進するため、空き家の利活用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施</li> <li>空き家バンクホームページの構築及び運営</li> <li>空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信</li> <li>行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施</li> <li>空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信</li> <li>行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施</li> </ul>
					福祉	子育て環境の充実	<u>圏域の子育て環境の充実を図るため、子育て拠点施設の相互利用及び協力体制の構築に向けた取組を推進する。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て拠点施設を活用した圏域内の住民向けサービスの提供</li> <li>圏域内の子ども子育て関連事業間における協力体制の検討及び構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て拠点施設を活用した圏域内の住民向けサービスの提供</li> <li>圏域内の子ども子育て関連事業間における協力体制の検討及び構築</li> </ul>

旧	新
2～3 略	2～3 略









# 議案第4号関係資料

## 伊那中央行政組合格約新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表（第10条関係） 1 病院事業の経費の負担 病院事業に係る経費は、均等割6パーセント、人口割94パーセントを基本に、次の割合により負担する。				別表（第10条関係） 1 病院事業の経費の負担 病院事業に係る経費は、均等割6パーセント、人口割94パーセントを基本に、次の割合により負担する。			
市町村名		負担割合		市町村名		負担割合	
		建設費（建設用地の取得に係る経費及び建設費の償還金を含む。）	その他の一般経費			建設費（建設用地の取得に係る経費及び建設費の償還金を含む。） <u>（右欄に掲げるものを除く。）</u>	建設費（ <u>病児・病後児保育事業に係るものに限る。</u> ） <u>その他の一般経費</u>
伊那市	70.59%	均等割 2%	在住人口割 94%	伊那市	70.59%	均等割 2%	在住人口割 94%
箕輪町	19.11%	均等割 2%		箕輪町	19.11%	均等割 2%	
南箕輪村	10.30%	均等割 2%		南箕輪村	10.30%	均等割 2%	
2～3 略 備考 略				2～3 略 備考 略			

## 議案第5号関係資料(1)

### 伊那市組織条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務部～建設部 略</p> <p>水道部</p> <p><u>(1) 簡易水道に関すること。</u></p> <p><u>(2) 略</u></p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務部～建設部 略</p> <p>水道部</p> <p><u>(1) 略</u></p>

## 議案第5号関係資料(2)

### 伊那市特別会計条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 簡易水道事業</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。</p> <p>(1)～(2) 略</p>

## 議案第5号関係資料(3)

伊那市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(普通議決を要する公の施設の利用)</p> <p>第2条 法第96条第1項第11号の規定により議会において出席議員の過半数の議決を経なければならない公の施設の長期かつ独占的な利用は、次に掲げる公の施設の5年を超える独占的な利用とする。</p> <p>(1) <u>水道事業</u></p> <p>(2) <u>下水道事業</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>(普通議決を要する公の施設の利用)</p> <p>第2条 法第96条第1項第11号の規定により議会において出席議員の過半数の議決を経なければならない公の施設の長期かつ独占的な利用は、次に掲げる公の施設の5年を超える独占的な利用とする。</p> <p>(1) <u>水道事業(伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成18年伊那市条例第203号)第1条第1項に規定する水道事業をいう。)</u></p> <p>(2) <u>下水道事業(伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第1条第2項に規定する下水道事業をいう。)</u></p> <p>(3) 略</p>

## 議案第5号関係資料(4)

### 伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(水道事業及び下水道事業の設置)</p> <p>第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、伊那市水道事業（以下「水道事業」という。）を設置する。</p> <p>2 下水を排除し、又は処理するため、公共下水道事業、農業集落排水事業、<u>戸別合併処理浄化槽事業</u>（以下「下水道事業」という。）を設置する。</p>	<p>(水道事業及び下水道事業の設置)</p> <p>第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、伊那市水道事業<u>及び伊那市簡易水道事業（飲料水供給施設及び簡易給水施設を含む。以下同じ。）</u>（以下「水道事業」という。）を設置する。</p> <p>2 下水を排除し、又は処理するため、公共下水道事業、農業集落排水事業<u>及び戸別合併処理浄化槽事業</u>（以下「下水道事業」という。）を設置する。</p>
<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>上水道及び下水道の使用者又はこれらを使用しようとする者は、前項に規定する上下水道事業の運営に協力しなければならない。</u></p> <p>3 <u>水道事業の給水区域等は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>給水区域</u></p> <p>ア <u>御園、山寺、坂下、荒井、西町、小沢、ますみヶ丘、小四郎久保、中央、日影、上の原、境、狐島、上新田、下新田、上牧、野底、美原、若宮、前原、仙美、伊那部及び福島</u>の全部の区域</p> <p>イ <u>中の原、平沢、横山、富県、美篤、手良中坪、手良野口、手良沢岡、東春近、西春近、西箕輪、高遠町西高遠、高遠町東高遠、高遠町上山田、高遠町下山田、高遠町小原、高遠町勝間及び高遠町長藤並びに南箕輪村のうち沢尻及び神子柴の各一部の区域（簡易水道（飲料水供給施設及び簡易給水施設を含む。）の給水区域を除く。）</u></p> <p>(2) <u>給水人口 67,100人</u></p> <p>(3) <u>1日最大給水量 31,600立方メートル</u></p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>水道及び下水道の使用者又はこれらを使用しようとする者は、前項に規定する上下水道事業の運営に協力しなければならない。</u></p> <p>3 <u>水道事業の給水区域等は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>伊那市水道事業</u></p> <p>ア <u>給水区域</u></p> <p>(ア) <u>御園、山寺、坂下、荒井、西町、小沢、ますみヶ丘、小四郎久保、中央、日影、上の原、境、狐島、上新田、下新田、上牧、野底、美原、若宮、前原、仙美、伊那部及び福島</u>の全部の区域</p> <p>(イ) <u>中の原、平沢、横山、富県、美篤、手良中坪、手良野口、手良沢岡、東春近、西春近、西箕輪、高遠町西高遠、高遠町東高遠、高遠町上山田、高遠町下山田、高遠町小原、高遠町勝間及び高遠町長藤並びに南箕輪村のうち沢尻及び神子柴の各一部の区域（伊那市簡易水道事業の給水区域を除く。）</u></p> <p>イ <u>給水人口 67,100人</u></p> <p>ウ <u>1日最大給水量 31,600立方メートル</u></p> <p>(2) <u>伊那市簡易水道事業</u></p> <p>ア <u>名称及び給水区域 別表第1に掲げる名称及び区域</u></p> <p>イ <u>給水人口 4,631人</u></p> <p>ウ <u>1日最大給水量 2,325立方メートル</u></p>

旧	新
<p>4 下水道事業の排水処理区域等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 伊那公共下水道事業 ア 予定処理区域 <u>別表第1</u>に掲げる区域 イ～エ 略</p> <p>(2) 伊那特定環境保全公共下水道事業 ア 予定処理区域 <u>別表第2</u>に掲げる区域 イ～エ 略</p> <p>(3) 高遠公共下水道事業 ア 予定処理区域 <u>別表第3</u>に掲げる区域 イ～エ 略</p> <p>(4) 高遠特定環境保全公共下水道事業 ア 予定処理区域 <u>別表第4</u>に掲げる区域 イ～ウ 略</p> <p>(5) 農業集落排水事業 ア 予定処理区域 <u>別表第5</u>に掲げる区域 イ～エ 略</p> <p>(6) 略</p>	<p>4 下水道事業の排水処理区域等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 伊那公共下水道事業 ア 予定処理区域 <u>別表第2</u>に掲げる区域 イ～エ 略</p> <p>(2) 伊那特定環境保全公共下水道事業 ア 予定処理区域 <u>別表第3</u>に掲げる区域 イ～エ 略</p> <p>(3) 高遠公共下水道事業 ア 予定処理区域 <u>別表第4</u>に掲げる区域 イ～エ 略</p> <p>(4) 高遠特定環境保全公共下水道事業 ア 予定処理区域 <u>別表第5</u>に掲げる区域 イ～ウ 略</p> <p>(5) 農業集落排水事業 ア 予定処理区域 <u>別表第6</u>に掲げる区域 イ～エ 略</p> <p>(6) 略</p>
<p>(組織)</p> <p>第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定により、上下水道事業に水道事業及び下水道事業の管理者を置かないものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「<u>施行令</u>」という。）第8条の2の規定により、上下水道事業に水道事業及び下水道事業の管理者を置かないものとする。</p> <p>2 略</p>
<p><u>(利益の処分の方法及び積立金の取崩し)</u></p> <p>第3条の2 <u>上下水道事業は、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額（以下「補てん残額」という。）があるときは、次により利益の処分を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 事業年度末日において企業債を有している場合は、補てん残額の20分の1を下らない金額（企業債の額からすでに積み立てた減債積立金の積立額を控除した額</u></p>	<p><u>(利益の処分の方法及び積立金の取崩し)</u></p> <p>第3条の2 <u>上下水道事業は、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額があるときは、議会の議決により次の各号に定める積立金の区分に応じ、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該目的以外の用途には使用することができない。ただし、当該目的以外の用途に使用することについて、あらかじめ議会の議決を経た場合は、こ</u></p>



旧	新
<p>が補てん残額の20分の1に満たない場合にあつては、その額)を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てる。</p> <p>(2) 事業年度末日において企業債を有していない場合及び前号の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合は、補てん残額の20分の1を下らない金額(当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあつては、補てん残額の20分の1から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額)を利益積立金として積み立てる。</p> <p>2 前項第1号の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合は、同項第2号の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を利益積立金、建設改良積立金又は災害準備積立金として積み立てることができる。</p> <p>3 前2項に規定する積立金は、次に定める目的のため積み立てるものとし、その目的以外の用途には使用することができない。</p> <p>(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的</p> <p>(2) 利益積立金 欠損金をうめる目的</p> <p>(3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的</p> <p>(4) 災害準備積立金 災害による不時の損失に備える目的</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。</p>	<p>の限りでない。</p> <p>(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的</p> <p>(2) 利益積立金 欠損金をうめる目的</p> <p>(3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的</p> <p>(4) 災害準備積立金 災害による不時の損失に備える目的</p>
<p>(資本剰余金)</p> <p>第3条の3 略</p> <p>2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあつては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。</p>	<p>(資本剰余金)</p> <p>第3条の3 略</p>
<p>(欠損の処理)</p>	<p>(欠損の処理)</p>

旧	新								
<p>第3条の4 略</p> <p>2 前項の規定により利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。<u>ただし、建設改良積立金及び災害準備積立金をもってうめ、なお欠損金に残額があるときは、資本剰余金（前条の規定により取り崩すことができる部分を除く。）をもってうめることができる。</u></p>	<p>第3条の4 略</p> <p>2 前項の規定により利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。</p>								
	<p><u>（特別会計）</u></p> <p><u>第4条 法第17条及び施行令第8条の4の規定に基づき、水道事業を通じて一の特別会計を設ける。</u></p>								
<p>（重要な資産の取得及び処分）</p> <p><u>第4条 略</u></p>	<p>（重要な資産の取得及び処分）</p> <p><u>第5条 略</u></p>								
<p>（議会の同意を要する職員の賠償責任の免除）</p> <p><u>第5条 略</u></p>	<p>（議会の同意を要する職員の賠償責任の免除）</p> <p><u>第6条 略</u></p>								
<p>（議会の議決を要する負担付き寄附等の受領及び損害賠償の額の決定）</p> <p><u>第6条 略</u></p>	<p>（議会の議決を要する負担付き寄附等の受領及び損害賠償の額の決定）</p> <p><u>第7条 略</u></p>								
<p>（業務状況説明書類の提出）</p> <p><u>第7条 略</u></p>	<p>（業務状況説明書類の提出）</p> <p><u>第8条 略</u></p>								
	<p><u>別表第1（第2条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1149 1313 2134 1465"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 1313 1529 1353">名称</th> <th data-bbox="1529 1313 2134 1353">給水区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 1353 1529 1393">上新山簡易水道</td> <td data-bbox="1529 1353 2134 1393">富県上新山（一部を除く。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 1393 1529 1433">下新山簡易水道</td> <td data-bbox="1529 1393 2134 1433">富県北新の一部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 1433 1529 1465">西の平飲料水供給施設</td> <td data-bbox="1529 1433 2134 1465">富県上新山の一部</td> </tr> </tbody> </table>	名称	給水区域	上新山簡易水道	富県上新山（一部を除く。）	下新山簡易水道	富県北新の一部	西の平飲料水供給施設	富県上新山の一部
名称	給水区域								
上新山簡易水道	富県上新山（一部を除く。）								
下新山簡易水道	富県北新の一部								
西の平飲料水供給施設	富県上新山の一部								

旧	新	
	場広飲料水供給施設	富県上新山の一部
	上奈良尾簡易給水施設	富県北新の一部
	高遠町第一簡易水道	水上、荒町、北原、台殿、栗田、四日市場、中条、塩供
	高遠町第二簡易水道	中村、野笹、板山、栗巾、半対、日向、道場、宮原、那木沢、久保、新井、原、川辺
	黒沢簡易水道	黒沢
	御堂垣外簡易水道	御堂垣外、松倉、藤沢中山
	片倉簡易水道	片倉（峠を除く。）
	荊口飲料水供給施設	赤坂、北垣外、中屋
	峠簡易給水施設	峠
	新田簡易給水施設	弥勒新田
	長谷簡易水道	非持山、非持、溝口、黒河内（戸台を除く。）、中尾、市野瀬、杉島、浦
別表第1（第2条関係） 略	別表第2（第2条関係） 略	
別表第2（第2条関係） 略	別表第3（第2条関係） 略	
別表第3（第2条関係） 略	別表第4（第2条関係） 略	
別表第4（第2条関係） 略	別表第5（第2条関係） 略	
別表第5（第2条関係）	別表第6（第2条関係）	

旧	新
略	略

## 議案第5号関係資料(5)

### 伊那市水道事業分担金徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条及び第228条の規定により、伊那市が行う水道事業により、特に利益を受ける者から事業費の一部を徴収することを定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条及び第228条の規定により、伊那市が行う水道事業<u>（伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年伊那市条例第203号）第1条第1項に規定する水道事業をいう。）</u>により、特に利益を受ける者から事業費の一部を徴収することを定めるものとする。</p>

## 議案第5号関係資料(6)

### 伊那市下水道事業に地方公営企業法を適用する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p data-bbox="168 384 788 416"><u>伊那市下水道事業に地方公営企業法を適用する条例</u></p>	<p data-bbox="1205 384 2038 416"><u>伊那市簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法を適用する条例</u></p>
<p data-bbox="91 499 1106 600">地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定により、伊那市が経営する公共下水道事業、農業集落排水事業及び戸別合併処理浄化槽事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する。</p>	<p data-bbox="1126 499 2143 638">地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定により、伊那市が経営する<u>簡易水道事業（飲料水供給施設及び簡易給水施設を含む。）</u>並びに公共下水道事業、農業集落排水事業及び戸別合併処理浄化槽事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する。</p>

# 議案第6号関係資料

## 伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもの</u>のうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもの</u>が退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>7～10 略</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>7～10 略</p>

旧	新
<p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>広域求職活動費</u>の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者</u> 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額</p> <p>12～14 略</p> <p>15 第11項の規定は、第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>16～17 略</p>	<p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、<u>それぞれ</u>当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>求職活動支援費</u>の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者</u> 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額</p> <p>12～14 略</p> <p>15 第11項の規定は、<u>第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び</u>第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>16～17 略</p>



# 議案第7号関係資料(1)

## 伊那市税条例等改正概要

改 正 事 項	関係条項	施行期日
<p><b>1 市民税関係</b></p> <p>(1) 個人市民税及び法人市民税に係る延滞金の計算期間等の見直し 国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて所要の見直しを行うもの</p> <p>(2) 医療費控除の特例の創設 セルフメディケーション（自主服薬）推進のための特定一般用医薬品等（スイッチOTC医薬品※）控除を創設するもの</p> <p>(3) 特例適用利子等又は特例適用配当等に係る課税の特例の創設 特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するもの</p> <p>※スイッチOTC（Over The Counter）医薬品 医療用から転用（スイッチ）された一定の一般用医薬品等で医師の処方箋がなくても購入できるもの</p> <p><b>2 市たばこ税関係</b> 引用条項を改め、文言の整理を行うもの</p> <p><b>3 国民健康保険税関係</b> 特例適用利子等又は特例適用配当等に係る課税の特例の創設 市民税で分離課税される特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるもの</p>	<p>伊那市税条例 第19条、第43条、第48条、第50条</p> <p>附則第6条</p> <p>附則第19条の9</p> <p>伊那市税条例の一部を改正する条例 附則第5条</p> <p>伊那市国民健康保険税条例 附則第10項、第11項</p>	<p>平成29年1月1日</p> <p>平成30年1月1日</p> <p>平成29年1月1日</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

## 議案第7号関係資料(2)

### 伊那市税条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>当該各号</u>に掲げる期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書で、<u>その提出期限後に提出したものに係る税額</u> 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) 略</p>	<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、<u>第2号及び第5号</u>において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間</u>については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書で<u>その提出期限後に提出したものに係る税額</u> 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) <u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）</u></p>

旧	新
	<p><u>でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</u></p>
<p>(市民税の納税義務者等) 第23条 略 2 略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p>	<p>(市民税の納税義務者等) 第23条 略 2 略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令</u>第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p>
<p>(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収) 第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の<u>規定によって</u>閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(次項において「不足税額」と総称する。)を追徴する。 2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。 3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申</p>	<p>(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収) 第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の<u>規定により</u>閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴する。 2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。 3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申</p>

旧	新
<p>告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日以後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</p>	<p>告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日以後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</p> <p>4 <u>第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p><u>(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</u></p> <p><u>(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</u></p>
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第321条の8第22項の申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金</p>

旧	新
<p>第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合）で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合）で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合）において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合）において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>5 <u>第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p><u>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</u></p> <p><u>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法</u></p>

旧	新
<p>5 略</p> <p>6 略</p>	<p><u>人税に係る更正によるものを除く。</u>）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、<u>当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日</u>）の翌日から当該修正申告書を提出した日（<u>法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間</u></p> <p>6 略</p> <p>7 略</p>
<p>（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）</p> <p>第50条 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）</p> <p>第50条 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。<u>次項第2号において同じ。</u>）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎と</p>

旧	新
	<p>なる期間から控除する。</p> <p><u>4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p><u>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</u></p> <p><u>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間</u></p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>第6条 削除</p>	<p><u>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</u></p> <p><u>第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</u></p>

旧	新
	<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><u>第19条の9 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の9第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。</u></p> <p><u>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の9第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p><u>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の9第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を</u></p>



旧	新
	<p>む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の9第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものに限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の9第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の</p>

旧	新
	<p><u>6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p><u>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の9第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</u></p> <p><u>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の9第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>
<p>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）  <u>第19条の9</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から<u>同法</u>第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）  <u>第19条の10</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>

旧	新
<p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第19条の9第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第19条の9第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第19条の9第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第19条の9第1項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第19条の9第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法第3条の2第16項</u>に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補てん金等</u>に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第19条の9第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第19条の9第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>第33条及び第34条の3</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の<u>同法第3条の2の2第12項</u>に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が<u>同法第3条の2の2第3項</u>の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税</p>	<p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第19条の10第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第19条の10第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第19条の10第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第19条の10第1項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第19条の10第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項</u>に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補填金等</u>に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第19条の10第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第19条の10第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>同条及び第34条の3</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項</u>に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項</u>の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて</p>

旧	新
<p>の所得割を課する。</p> <p>4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第19条の9第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第19条の9第3項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第19条の9第3項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第19条の9第3項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「<u>第33条第4項</u>」とあるのは「<u>附則第19条の9第4項</u>」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第19条の9第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法第3条の2第20項</u>に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第19条の9第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第19条の9第3項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第19条の9第3項</u>に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事</p>	<p>計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第19条の10第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第19条の10第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第19条の10第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第19条の10第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第19条の10第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項</u>に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第19条の10第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第19条の10第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第19条の10第3項前段</u>に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事</p>

旧	新
<p>項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p>る事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>
<p><u>第19条の10</u> 略</p>	<p><u>第19条の11</u> 略</p>

# 議案第7号関係資料(3)

## 伊那市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																		
附 則	附 則																		
<p>(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略 2～6 略</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、<u>新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。</u>この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">第19条第3号</td> <td style="width: 50%;"><u>第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限</td> <td style="width: 30%;">平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>8～14 略</p>	略			第19条第3号	<u>第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)</u> 、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限	略			<p>(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 略 2～6 略</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、<u>伊那市税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。</u>この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">第19条第3号</td> <td style="width: 50%;">第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限</td> <td style="width: 30%;">平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>8～14 略</p>	略			第19条第3号	第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限	略		
略																			
第19条第3号	<u>第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)</u> 、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限																	
略																			
略																			
第19条第3号	第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限																	
略																			

# 議案第7号関係資料(4)

## 伊那市国民健康保険税条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～9 略</p>	<p>1～9 略  <u>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u>            10 <u>世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)</u>に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。  <u>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u>            11 <u>世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用</u></p>

旧	新
<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>10</u> 略</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>11</u> 略</p> <p>(経過措置)</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p>(平成18年度から平成22年度までの国民健康保険税の特例)</p> <p><u>14</u> 略</p> <p><u>15</u> 略</p>	<p>する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。)</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>12</u> 略</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>13</u> 略</p> <p>(経過措置)</p> <p><u>14</u> 略</p> <p><u>15</u> 略</p> <p>(平成18年度から平成22年度までの国民健康保険税の特例)</p> <p><u>16</u> 略</p> <p><u>17</u> 略</p>



# 議案第8号関係資料

## 伊那市手数料徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
別表第2（第2条関係） 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務		手数料の額	手数料を徴収する事務		手数料の額
1 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）の規定に基づく事務	略		1 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）の規定に基づく事務	略	
	動物の飼養又は収容の許可	1件につき（1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の許可を受けようとする場合にあっては、当該数件につき） 6,000円		動物の飼養又は収容の許可	1件につき（1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の許可を受けようとする場合にあっては、当該数件につき） 6,000円
2 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定に基づく火薬類の譲渡し又は譲受け若しくは消費の許可	譲渡しの許可		譲渡しの許可		1件につき 1,200円
	譲受けの許可	火工品のみ	譲受けの許可		1件につき 2,400円
		25キログラム以下	譲受けの許可		1件につき 3,500円
	25キログラム超		譲受けの許可		1件につき 6,900円
煙火の消費の許可		1件につき 7,900円	煙火の消費の許可		
3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付		1件につき 2,900円	2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付		1件につき 2,900円
4 屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）の規定に基づく許可又は許可の更新	広告板類	面積2平方メートル未満のもの	3 屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）の規定に基づく許可又は許可の更新	広告板類	面積2平方メートル未満のもの
	広告塔類			1個につき 800円	
広告幕類	略	略	広告幕類	略	
立看板類	略		立看板類	略	
アーチ類	略		アーチ類	略	
略			略		

# 議案第9号関係資料

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新				
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、<u>別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</u></p> <p>2 <u>別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>前2項</u>の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p>				
<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、法別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対して、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、法別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対して、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>				
	<p><u>別表第1 (第4条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1151 1305 2130 1422"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 1305 1339 1347">機関</th> <th data-bbox="1339 1305 2130 1347">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 1347 1339 1422">1 市長</td> <td data-bbox="1339 1347 2130 1422">伊那市福祉医療費給付金条例（平成18年伊那市条例第71号）による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例（平成18年伊那市条例第71号）による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
機関	事務				
1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例（平成18年伊那市条例第71号）による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの				

旧	新						
	<p data-bbox="1124 277 1413 308">別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1151 312 2132 683"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 312 1341 351">機関</th> <th data-bbox="1341 312 1740 351">事務</th> <th data-bbox="1740 312 2132 351">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 351 1341 683">1 市長</td> <td data-bbox="1341 351 1740 683">伊那市福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td data-bbox="1740 351 2132 683">地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの
機関	事務	特定個人情報					
1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの					

# 議案第10号関係資料

## 伊那市デイサービスセンター条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 デイサービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>デイサービスセンターみその園</u></td> <td style="text-align: center;">伊那市御園580番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>デイサービスセンター春富ふくじゅ園</u></td> <td style="text-align: center;">伊那市西春近7171番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>デイサービスセンターみその園</u>	伊那市御園580番地	<u>デイサービスセンター春富ふくじゅ園</u>	伊那市西春近7171番地1	略		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 デイサービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>デイサービスセンター春富ふくじゅ園</u></td> <td style="text-align: center;">伊那市西春近7171番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>デイサービスセンター春富ふくじゅ園</u>	伊那市西春近7171番地1	略	
名称	位置														
<u>デイサービスセンターみその園</u>	伊那市御園580番地														
<u>デイサービスセンター春富ふくじゅ園</u>	伊那市西春近7171番地1														
略															
名称	位置														
<u>デイサービスセンター春富ふくじゅ園</u>	伊那市西春近7171番地1														
略															

# 議案第11号関係資料

## 伊那市介護予防施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																				
<p>(名称及び位置) 第2条 介護予防施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>市野瀬地域支え合いセンター</td> <td>伊那市長谷市野瀬411番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		市野瀬地域支え合いセンター	伊那市長谷市野瀬411番地1	<p>(名称及び位置) 第2条 介護予防施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>市野瀬地域支え合いセンター</td> <td>伊那市長谷市野瀬411番地1</td> </tr> <tr> <td>中条介護予防・生活支援拠点施設</td> <td>伊那市西箕輪5167番地イ</td> </tr> <tr> <td>上戸南部介護予防・生活支援拠点施設</td> <td>伊那市西箕輪4757番地</td> </tr> <tr> <td>宮下・中平・宮原介護予防・生活支援拠点施設</td> <td>伊那市富県1020番地1</td> </tr> <tr> <td>西和手・共信介護予防・生活支援拠点施設</td> <td>伊那市高遠町勝間633番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		市野瀬地域支え合いセンター	伊那市長谷市野瀬411番地1	中条介護予防・生活支援拠点施設	伊那市西箕輪5167番地イ	上戸南部介護予防・生活支援拠点施設	伊那市西箕輪4757番地	宮下・中平・宮原介護予防・生活支援拠点施設	伊那市富県1020番地1	西和手・共信介護予防・生活支援拠点施設	伊那市高遠町勝間633番地
名称	位置																				
略																					
市野瀬地域支え合いセンター	伊那市長谷市野瀬411番地1																				
名称	位置																				
略																					
市野瀬地域支え合いセンター	伊那市長谷市野瀬411番地1																				
中条介護予防・生活支援拠点施設	伊那市西箕輪5167番地イ																				
上戸南部介護予防・生活支援拠点施設	伊那市西箕輪4757番地																				
宮下・中平・宮原介護予防・生活支援拠点施設	伊那市富県1020番地1																				
西和手・共信介護予防・生活支援拠点施設	伊那市高遠町勝間633番地																				

# 議案第13号関係資料

## 伊那市火葬場条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表（第5条関係） 火葬場使用料金表				別表（第5条関係） 火葬場使用料金表			
区分	使用料		備考	区分	使用料		備考
	市内	市外			市内	市外	
10歳以上1体につき	<u>10,000円</u>	<u>50,000円</u>		10歳以上1体につき	<u>11,000円</u>	<u>55,000円</u>	
10歳未満1体につき	<u>6,000円</u>	<u>30,000円</u>		10歳未満1体につき	<u>6,600円</u>	<u>33,000円</u>	
死胎児1体につき	<u>5,000円</u>	<u>15,000円</u>	妊娠20週以上のもの	死胎児1体につき	<u>5,500円</u>	<u>16,500円</u>	妊娠20週以上のもの
胞衣等又は身体の一部	<u>2,500円</u>	<u>10,000円</u>	妊娠20週未満の死胎児を含む。	胞衣等又は身体の一部	<u>2,800円</u>	<u>11,000円</u>	妊娠20週未満の死胎児を含む。
備考 略				備考 略			

# 議案第14号関係資料(1)

## 伊那市霊園条例改正概要

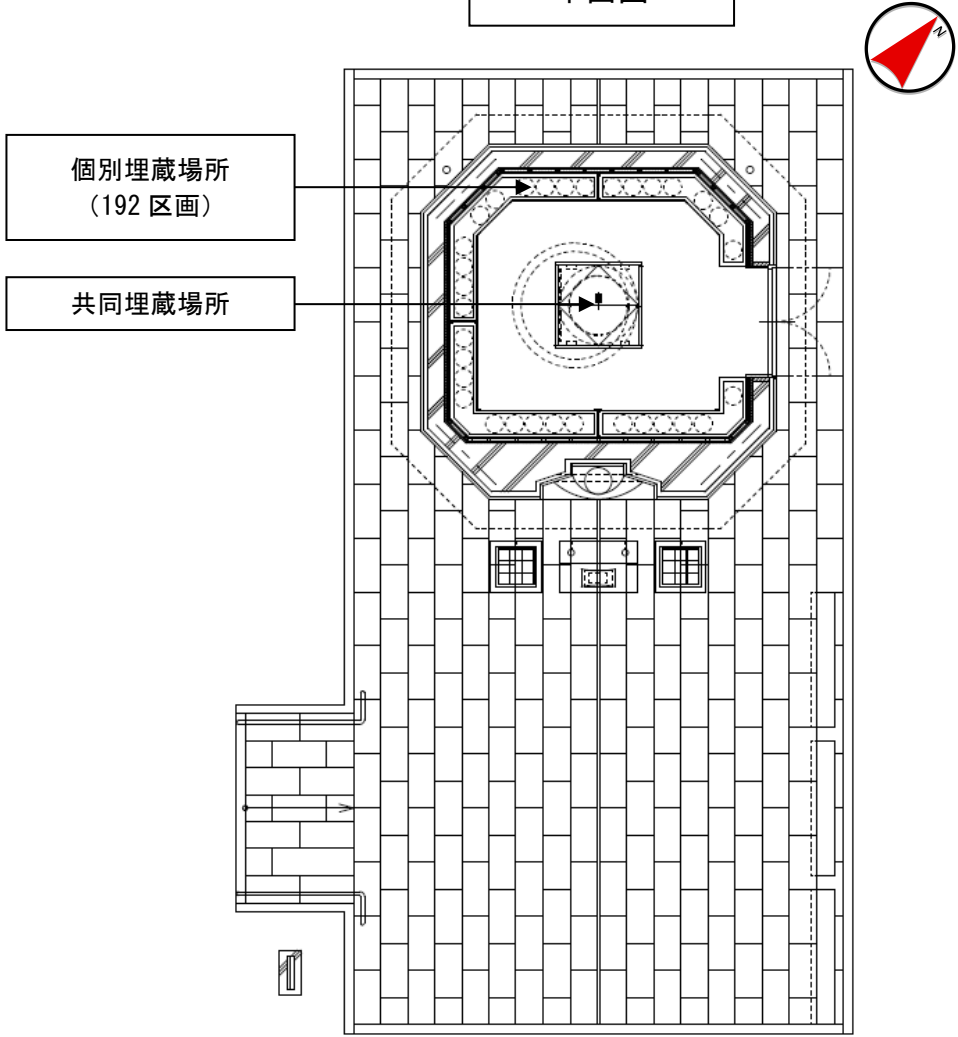
概 要	関係条項
<p><b>1 この条例に定める事項</b></p> <p>(1) 第1章 総則（設置、名称、用語の定義等）</p> <p>(2) 第2章 聖地（聖地の使用、使用許可、使用料、管理料、返還、使用料の還付等） ※現行規定に使用料の還付に係る規定を加えることを主とする改正</p> <p>(3) 第3章 合葬式墳墓（合葬式墳墓の使用、使用許可、使用料、使用の中止、使用料の還付等）</p> <p>(4) 第4章 雑則</p> <p><b>2 合葬式墳墓使用者の資格</b> 市内に本籍又は住所を有する者でなければならない。</p> <p><b>3 合葬式墳墓の使用</b></p> <p>(1) 現に焼骨を所持し、又は将来において自己の焼骨を埋蔵しようとする者が使用できる。</p> <p>(2) 焼骨の埋蔵は、個別埋蔵場所又は共同埋蔵場所のいずれかとする。</p> <p>(3) 個別埋蔵場所への焼骨の埋蔵期間は、許可を受けた日から15年経過する日までとし、その後は、共同埋蔵場所に埋蔵する。 なお、個別埋蔵場所への焼骨の埋蔵期間は、1回に限り10年延長ができる。</p> <p><b>4 合葬式墳墓の使用料及び管理料</b></p> <p>(1) 使用料 ア 個別埋蔵場所 焼骨1体につき15万円（埋蔵期間の延長 焼骨1体につき15万円） イ 共同埋蔵場所 焼骨1体につき5万円</p> <p>(2) 管理料 徴収しない。</p> <p><b>5 使用料の還付</b></p> <p>(1) 聖地返還の届出がされた場合 次に掲げる率を乗じて得た額を還付 ア 許可の日から1年以内 聖地使用料の100分の80 イ 許可の日から1年を超え2年以内 聖地使用料の100分の60 ウ 許可の日から2年を超え5年以内 聖地使用料の100分の40</p> <p>(2) 合葬式墳墓使用中の届出がされた場合 次に掲げる率を乗じて得た額を還付 ア 許可の日から5年以内 個別埋蔵場所使用料の3分の1</p>	<p>第1条から第3条まで 第4条から第20条まで</p> <p>第21条から第34条まで 第35条から第37条まで</p> <p>第22条</p> <p>第21条</p> <p>第25条</p> <p>第26条</p> <p>第20条</p> <p>第34条</p>

# 合葬式墳墓位置図及び平面図

位置図

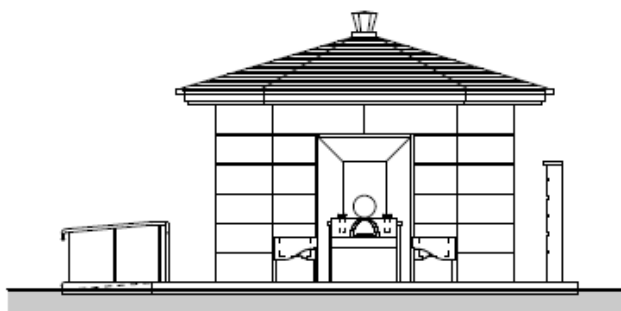


平面図

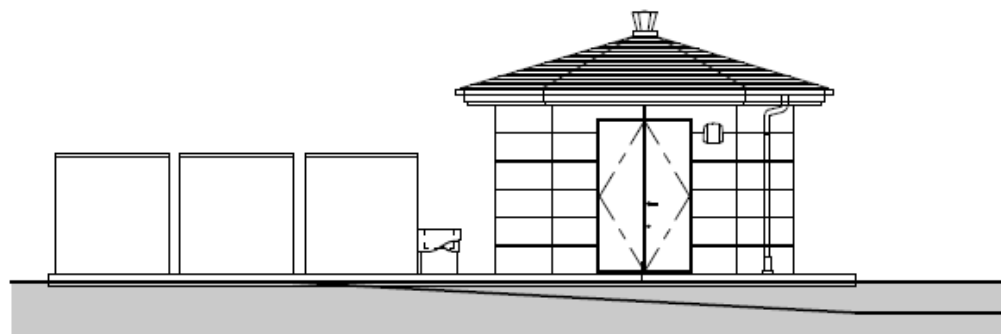




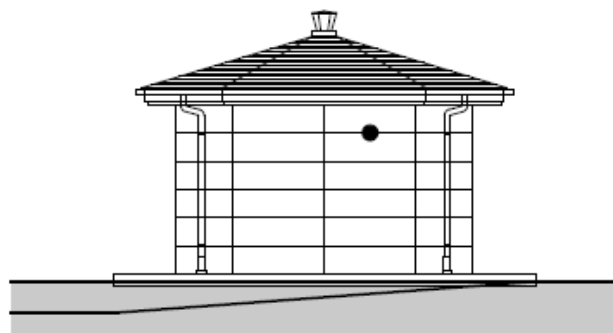
合葬式墳墓立面図



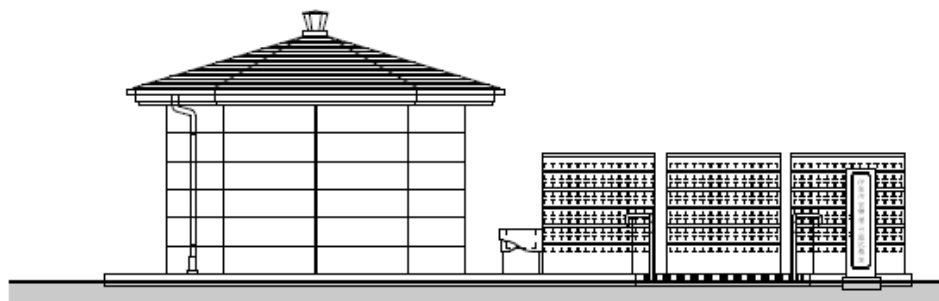
南側(正面)



東側



北側



西側

# 議案第15号関係資料

## 伊那市山荘条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																					
<p>(開設期間)</p> <p>第5条 山荘の開設期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 鹿嶺高原雷鳥荘</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 宿泊、休憩のための期間 毎年7月1日から8月31日まで</p> <p>2 略</p>	<p>(開設期間)</p> <p>第5条 山荘の開設期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 鹿嶺高原雷鳥荘</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 宿泊、休憩のための期間 毎年5月1日から9月30日まで</p> <p>2 略</p>																					
<p>別表（第9条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 鹿嶺高原雷鳥荘利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">宿泊料</td> <td style="width: 65%;"><u>一般（中学生以上）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">（1人1泊、素泊まり）</td> <td><u>小学生及び幼児（3歳以上）</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分		利用料金	宿泊料	<u>一般（中学生以上）</u>	<u>2,000円</u>	（1人1泊、素泊まり）	<u>小学生及び幼児（3歳以上）</u>	<u>1,000円</u>	略			<p>別表（第9条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 鹿嶺高原雷鳥荘利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">宿泊料（1泊、素泊まり）</td> <td style="width: 65%;"><u>1部屋</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,000円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分		利用料金	宿泊料（1泊、素泊まり）	<u>1部屋</u>	<u>12,000円</u>	略		
区分		利用料金																				
宿泊料	<u>一般（中学生以上）</u>	<u>2,000円</u>																				
（1人1泊、素泊まり）	<u>小学生及び幼児（3歳以上）</u>	<u>1,000円</u>																				
略																						
区分		利用料金																				
宿泊料（1泊、素泊まり）	<u>1部屋</u>	<u>12,000円</u>																				
略																						

# 議案第16号関係資料

## 伊那市農業公園条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																																				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 みはらしファームに次の施設を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">施設区分</th> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td><u>ふれあい体験農園</u></td> <td><u>ふれあい農園</u></td> <td><u>伊那市西箕輪3900番地103</u></td> </tr> <tr> <td>地域食材供給施設</td> <td>ファームレストラン トマトの木</td> <td>伊那市西箕輪3900番地360</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>交流促進施設</td> <td>みはらしファーム交流促進施設</td> <td>伊那市西箕輪3416番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	施設区分	名称	位置	略			<u>ふれあい体験農園</u>	<u>ふれあい農園</u>	<u>伊那市西箕輪3900番地103</u>	地域食材供給施設	ファームレストラン トマトの木	伊那市西箕輪3900番地360	略			交流促進施設	みはらしファーム交流促進施設	伊那市西箕輪3416番地1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 みはらしファームに次の施設を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">施設区分</th> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>地域食材供給施設</td> <td>ファームレストラン トマトの木</td> <td>伊那市西箕輪3900番地360</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>交流促進施設</td> <td>みはらしファーム交流促進施設</td> <td>伊那市西箕輪3416番地1</td> </tr> <tr> <td><u>地域食材提供施設</u></td> <td><u>みはらしファームバーベキューガーデン</u></td> <td><u>伊那市西箕輪3900番地100</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	施設区分	名称	位置	略			地域食材供給施設	ファームレストラン トマトの木	伊那市西箕輪3900番地360	略			交流促進施設	みはらしファーム交流促進施設	伊那市西箕輪3416番地1	<u>地域食材提供施設</u>	<u>みはらしファームバーベキューガーデン</u>	<u>伊那市西箕輪3900番地100</u>
施設区分	名称	位置																																			
略																																					
<u>ふれあい体験農園</u>	<u>ふれあい農園</u>	<u>伊那市西箕輪3900番地103</u>																																			
地域食材供給施設	ファームレストラン トマトの木	伊那市西箕輪3900番地360																																			
略																																					
交流促進施設	みはらしファーム交流促進施設	伊那市西箕輪3416番地1																																			
施設区分	名称	位置																																			
略																																					
地域食材供給施設	ファームレストラン トマトの木	伊那市西箕輪3900番地360																																			
略																																					
交流促進施設	みはらしファーム交流促進施設	伊那市西箕輪3416番地1																																			
<u>地域食材提供施設</u>	<u>みはらしファームバーベキューガーデン</u>	<u>伊那市西箕輪3900番地100</u>																																			
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、当該右欄に掲げる業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 66%;">業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>みはらしファーム交流促進施設</td> <td>(1) 略 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 略</p>	名称	業務	略		みはらしファーム交流促進施設	(1) 略 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。	略		<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、当該右欄に掲げる業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 66%;">業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>みはらしファーム交流促進施設</td> <td>(1) 略 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>みはらしファームバーベキューガーデン</u></td> <td><u>(1) 地元農産物等の消費者への提供に関すること。</u> <u>(2) 地域食材提供施設の維持管理及び運営に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 略</p>	名称	業務	略		みはらしファーム交流促進施設	(1) 略 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。	<u>みはらしファームバーベキューガーデン</u>	<u>(1) 地元農産物等の消費者への提供に関すること。</u> <u>(2) 地域食材提供施設の維持管理及び運営に関すること。</u>	略																			
名称	業務																																				
略																																					
みはらしファーム交流促進施設	(1) 略 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。																																				
略																																					
名称	業務																																				
略																																					
みはらしファーム交流促進施設	(1) 略 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。																																				
<u>みはらしファームバーベキューガーデン</u>	<u>(1) 地元農産物等の消費者への提供に関すること。</u> <u>(2) 地域食材提供施設の維持管理及び運営に関すること。</u>																																				
略																																					

旧	新																														
<p style="text-align: center;">(開業時間及び休業日)</p> <p>第5条 農業公園の開業時間及び休業日については、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">名称</th> <th style="width:33%;">開業時間</th> <th style="width:33%;">休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>みはらしファーム交流促進施設</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td>年末年始</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	名称	開業時間	休業日	略			みはらしファーム交流促進施設	午前9時から午後5時まで	年末年始	略			<p style="text-align: center;">(開業時間及び休業日)</p> <p>第5条 農業公園の開業時間及び休業日については、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">名称</th> <th style="width:33%;">開業時間</th> <th style="width:33%;">休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>みはらしファーム交流促進施設</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td>年末年始</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">みはらしファームバ ーベキューガーデン</td> <td>4月から9月 まで</td> <td>午前10時から 午後7時まで</td> <td rowspan="2">11月から翌年の3月 まで</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>午前10時から 午後5時まで</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	名称	開業時間	休業日	略			みはらしファーム交流促進施設	午前9時から午後5時まで	年末年始	みはらしファームバ ーベキューガーデン	4月から9月 まで	午前10時から 午後7時まで	11月から翌年の3月 まで	10月	午前10時から 午後5時まで	略		
名称	開業時間	休業日																													
略																															
みはらしファーム交流促進施設	午前9時から午後5時まで	年末年始																													
略																															
名称	開業時間	休業日																													
略																															
みはらしファーム交流促進施設	午前9時から午後5時まで	年末年始																													
みはらしファームバ ーベキューガーデン	4月から9月 まで	午前10時から 午後7時まで	11月から翌年の3月 まで																												
	10月	午前10時から 午後5時まで																													
略																															
<p style="text-align: center;">(使用許可の制限)</p> <p>第8条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建物及び施設を<u>き損</u>し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3)～(4) 略</p>	<p style="text-align: center;">(使用許可の制限)</p> <p>第8条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建物及び施設を<u>毀損</u>し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3)～(4) 略</p>																														
<p style="text-align: center;">(使用料)</p> <p>第10条 <u>ふれあい農園</u>又はドッグランの利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2～3 略</p>	<p style="text-align: center;">(使用料)</p> <p>第10条 ドッグランの利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2～3 略</p>																														
<p>別表 (第10条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">名称</th> <th style="width:45%;">区分</th> <th style="width:40%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ふれあい農園</td> <td>1区画</td> <td>4月1日から翌年3月31日まで 6,500円</td> </tr> <tr> <td>2区画目以降</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	使用料	ふれあい農園	1区画	4月1日から翌年3月31日まで 6,500円	2区画目以降	4,500円	<p>別表 (第10条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">名称</th> <th style="width:55%;">区分</th> <th style="width:20%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	使用料	略																		
名称	区分	使用料																													
ふれあい農園	1区画	4月1日から翌年3月31日まで 6,500円																													
	2区画目以降	4,500円																													
名称	区分	使用料																													
略																															

旧				新			
	<u>1区画につき (同一使用者 の場合に限 る。)</u>						
ドッグラン	1頭	4月1日から翌年3月31日まで	12,000円	ドッグラン	1頭	4月1日から翌年3月31日まで	12,000円
	略				略		
	略				略		

# 議案第17号関係資料

## 伊那市キャンプ場条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
(使用期間) 第5条 キャンプ場の使用期間は、次のとおりとする。				(使用期間) 第5条 キャンプ場の使用期間は、次のとおりとする。			
名称		使用期間		名称		使用期間	
略				略			
鹿嶺高原キャンプ場		6月1日から10月31日まで		鹿嶺高原キャンプ場		5月1日から10月31日まで	
2 略				2 略			
別表 (第9条関係) (1)～(2) 略 (3) 鹿嶺高原キャンプ場利用料金				別表 (第9条関係) (1)～(2) 略 (3) 鹿嶺高原キャンプ場利用料金			
区分		単位		区分		単位	
利用料金				利用料金			
テントサイト				テントサイト			
テントサイト	宿泊使用	1人	500円	テントサイト	宿泊使用	一般(中学生以上)1人	1,000円
						小学生及び幼児(3歳以上)1人	500円
	日帰り使用	1人	250円		日帰り使用	一般(中学生以上)1人	500円
						小学生及び幼児(3歳以上)1人	250円
キャビン	宿泊使用	1棟	8,000円	キャビン	宿泊使用	1棟(6人用)	8,000円
ロッジ	宿泊使用	1人	1,500円	ロッジ	宿泊使用	1人	1,500円
貸しテント(6人用)	1泊		3,000円	貸しテント(6人用)	1泊		5,000円
貸しシュラフ	1泊		300円	貸しシュラフ	1泊		1,000円
シャワー施設	1回(4分間)		100円	コイン式シャワー	1回(4分間)		100円
備考 略				備考 略			

## 議案第18号関係資料

伊那市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(任命)</p> <p>第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、伊那市消防団（以下「消防団」という。）の推薦によって市長が、その他の団員は団長が、次の資格を有する者のうちから市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 本市に<u>居住する年齢満18年以上の者</u>であること。ただし、音楽隊員は、この限りでない。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(任命)</p> <p>第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、伊那市消防団（以下「消防団」という。）の推薦によって市長が、その他の団員は団長が、次の資格を有する者のうちから市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 本市の<u>区域内に居住し、勤務し、又は在学する者で満18歳以上のもの</u>であること。ただし、音楽隊員は、この限りでない。</p> <p>(2) 略</p>
<p>第11条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>勤務に就く</u>ときは、正規の服装でなければならない。また、<u>勤務中</u>は、持場を離れてはならない。</p>	<p>第11条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>職務に従事する</u>ときは、正規の服装でなければならない。また、<u>服務中</u>は、持場を離れてはならない。</p>

# 議案第19号関係資料

## 伊那市体育施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																																				
<p>(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 野球場</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(10) 略</p>	名称	位置	略	略	<p>(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 野球場</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>伊那スタジアム</u></td> <td><u>伊那市中央5488番地4</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(10) 略</p>	名称	位置	<u>伊那スタジアム</u>	<u>伊那市中央5488番地4</u>	略	略																										
名称	位置																																				
略	略																																				
名称	位置																																				
<u>伊那スタジアム</u>	<u>伊那市中央5488番地4</u>																																				
略	略																																				
<p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">開場期間</th> <th style="width: 33%;">開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊那市営野球場</td> <td>4月1日から11月30日まで</td> <td><u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)</u>及び日曜日 午前5時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>センターテニスコート</td> <td><u>4月1日から11月30日まで</u></td> <td>休日及び日曜日 午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開場期間	開場時間	伊那市営野球場	4月1日から11月30日まで	<u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)</u> 及び日曜日 午前5時から午後5時まで	略	略	略	センターテニスコート	<u>4月1日から11月30日まで</u>	休日及び日曜日 午前8時30分から午後5時まで	略	略	略	<p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">開場期間</th> <th style="width: 33%;">開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>伊那スタジアム</u></td> <td><u>4月1日から11月30日まで</u></td> <td><u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)</u>及び日曜日 午前5時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>上記以外の日</u> 午前5時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>伊那市営野球場</td> <td>4月1日から11月30日まで</td> <td>休日及び日曜日 午前5時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>センターテニスコート</td> <td><u>1月4日から12月28日まで</u></td> <td>休日及び日曜日 午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開場期間	開場時間	<u>伊那スタジアム</u>	<u>4月1日から11月30日まで</u>	<u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)</u> 及び日曜日 午前5時から午後5時まで			<u>上記以外の日</u> 午前5時から午後9時30分まで	伊那市営野球場	4月1日から11月30日まで	休日及び日曜日 午前5時から午後5時まで	略	略	略	センターテニスコート	<u>1月4日から12月28日まで</u>	休日及び日曜日 午前8時30分から午後5時まで	略	略	略
名称	開場期間	開場時間																																			
伊那市営野球場	4月1日から11月30日まで	<u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)</u> 及び日曜日 午前5時から午後5時まで																																			
略	略	略																																			
センターテニスコート	<u>4月1日から11月30日まで</u>	休日及び日曜日 午前8時30分から午後5時まで																																			
略	略	略																																			
名称	開場期間	開場時間																																			
<u>伊那スタジアム</u>	<u>4月1日から11月30日まで</u>	<u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)</u> 及び日曜日 午前5時から午後5時まで																																			
		<u>上記以外の日</u> 午前5時から午後9時30分まで																																			
伊那市営野球場	4月1日から11月30日まで	休日及び日曜日 午前5時から午後5時まで																																			
略	略	略																																			
センターテニスコート	<u>1月4日から12月28日まで</u>	休日及び日曜日 午前8時30分から午後5時まで																																			
略	略	略																																			



旧	新																																																					
別表第2（第8条関係）	別表第2（第8条関係） 1 伊那スタジアム (1) 球場 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">専用 使用</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">入場料を徴収 しない場合</td> <td>午前8時から正午まで</td> <td style="text-align: right;">5,600円</td> </tr> <tr> <td>正午から午後5時まで</td> <td style="text-align: right;">7,000円</td> </tr> <tr> <td>午前8時から午後5時まで</td> <td style="text-align: right;">11,800円</td> </tr> <tr> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;">1,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">入場料を徴収 する場合</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">入場料を徴収 する場合</td> <td>入場料500円以下</td> <td style="text-align: right;">1日につき 41,000円</td> </tr> <tr> <td>入場料501円以上700円以下</td> <td style="text-align: right;">1日につき 74,200円</td> </tr> <tr> <td>入場料701円以上</td> <td style="text-align: right;">市長が別に 定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 使用時間に1時間未満の端数のあるときは、1時間に切り上げるものとする。</p> <p>2 入場料を徴収する場合とは、入場券、有償の会員券、優待券、整理券その他これらに類するものを発行して使用する場合をいう（以下同じ。）。</p> (2) 設備用器具 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">夜間照明施設</td> <td style="text-align: center;">野球</td> <td>2時間30分</td> <td style="text-align: right;">12,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ソフトボール</td> <td>2時間</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">スコアボード</td> <td>1基につき</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">放送器具</td> <td>1式につき</td> <td style="text-align: right;">1,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">ベース板</td> <td>1組につき</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">ライン引器</td> <td>1台につき</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">マスク・プロテクター</td> <td>1式につき</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 夜間照明施設の利用料金に掲げる時間は、当該利用料金を納入することにより使用することができる期間とする。</p> <p>2 夜間照明施設を除く各設備用器具は、1日又は1回の単位とする。</p> 2 伊那市営野球場 (1) 球場			区分	利用料金	専用 使用	入場料を徴収 しない場合	午前8時から正午まで	5,600円	正午から午後5時まで	7,000円	午前8時から午後5時まで	11,800円	1時間につき	1,600円	入場料を徴収 する場合	入場料を徴収 する場合	入場料500円以下	1日につき 41,000円	入場料501円以上700円以下	1日につき 74,200円	入場料701円以上	市長が別に 定める額			区分	利用料金	夜間照明施設	野球	2時間30分	12,500円	ソフトボール	2時間	4,000円	スコアボード		1基につき	3,000円	放送器具		1式につき	1,500円	ベース板		1組につき	300円	ライン引器		1台につき	200円	マスク・プロテクター		1式につき	300円
		区分	利用料金																																																			
専用 使用	入場料を徴収 しない場合	午前8時から正午まで	5,600円																																																			
		正午から午後5時まで	7,000円																																																			
		午前8時から午後5時まで	11,800円																																																			
		1時間につき	1,600円																																																			
入場料を徴収 する場合	入場料を徴収 する場合	入場料500円以下	1日につき 41,000円																																																			
		入場料501円以上700円以下	1日につき 74,200円																																																			
		入場料701円以上	市長が別に 定める額																																																			
		区分	利用料金																																																			
夜間照明施設	野球	2時間30分	12,500円																																																			
	ソフトボール	2時間	4,000円																																																			
スコアボード		1基につき	3,000円																																																			
放送器具		1式につき	1,500円																																																			
ベース板		1組につき	300円																																																			
ライン引器		1台につき	200円																																																			
マスク・プロテクター		1式につき	300円																																																			
1 伊那市営野球場 (1) 球場																																																						

旧					新					
区分				利用料金	区分				利用料金	
専用 使用	略					専用 使用	略			
	入場料を徴収 する場合	入場料200円未満	1日につき	22,800円	入場料を徴収する場合		市長が別に 定める額			
		入場料200円以上300円未満	1日につき	38,400円						
		入場料300円以上500円未満	1日につき	54,000円						
		入場料500円以上700円未満	1日につき	69,600円						
入場料700円以上			市長が別に 定める額							
備考					備考					
1 使用時間に1時間未満の端数のあるときは、1時間に切り上げるものとする。					使用時間に1時間未満の端数のあるときは、1時間に切り上げるものとする。					
2 入場料を徴収する場合とは、入場券、有償の会員券、優待券、整理券その他これらに類するものを発行して使用する場合をいう（以下同じ。）。										
(2) 略					(2) 略					
2 略					3 略					
3 略					4 略					
4 略					5 略					
5 略					6 略					
6 略					7 略					
7 略					8 略					
8 略					9 略					
9 略					10 略					
10 略					11 略					
11 センターテニスコート、第2庭球場、サンビレッジ庭球場					12 センターテニスコート、第2庭球場、サンビレッジ庭球場					
(1) 庭球場					(1) 庭球場					
区分				利用料金	区分				利用料金	
略					略					
個人 使用	年間入場券	一般	1人1年につき	6,500円	個人 使用	年間入場券	一般	1人1年につき	9,700円	
		高校生	1人1年につき	3,200円			高校生	1人1年につき	4,800円	
		小中学生	1人1年につき	1,100円			小中学生	1人1年につき	1,600円	
備考 略					備考 略					
(2) 略					(2) 略					

旧	新
<u>12</u> 略	<u>13</u> 略
<u>13</u> 略	<u>14</u> 略
<u>14</u> 略	<u>15</u> 略
<u>15</u> 略	<u>16</u> 略
<u>16</u> 略	<u>17</u> 略
<u>17</u> 略	<u>18</u> 略
<u>18</u> 略	<u>19</u> 略
<u>19</u> 略	<u>20</u> 略
<u>20</u> 略	<u>21</u> 略
<u>21</u> 略	<u>22</u> 略
<u>22</u> 略	<u>23</u> 略
<u>23</u> 略	<u>24</u> 略
<u>24</u> 略	<u>25</u> 略
<u>25</u> 略	<u>26</u> 略
<u>26</u> 略	<u>27</u> 略
<u>27</u> 略	<u>28</u> 略
<u>28</u> 略	<u>29</u> 略

## 議案第20号関係資料

### 伊那市水道事業給水条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、伊那市水道事業の給水について料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、伊那市水道事業<u>（伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年伊那市条例第203号）第1条第1項に規定する水道事業をいう。以下同じ。）</u>の給水について料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(給水区域)</p> <p>第2条 伊那市水道事業の給水区域は、<u>伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年伊那市条例第203号）第2条第2項</u>に定める区域とする。</p>	<p>(給水区域)</p> <p>第2条 伊那市水道事業の給水区域は、<u>伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第2条第3項</u>に定める区域とする。</p>
<p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から<u>水道メーター</u>までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から<u>水道メーター</u>までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から<u>管理者が貸与する水道メーター（以下「メーター」という。）</u>までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から<u>メーター</u>までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 略</p>
<p>(水道メーターの設置)</p> <p>第19条 給水量は、<u>管理者が貸与する水道メーター（以下「メーター」という。）</u>により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたとときは、この限りでない。</p>	<p>(メーターの設置)</p> <p>第19条 給水量は、<u>メーター</u>により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたとときは、この限りでない。</p>

旧	新
<p>い。 2～4 略 5 水道使用者等が前項の義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は<u>き損</u>した場合は、その損害額を弁償しなければならない。</p>	<p>2～4 略 5 水道使用者等が前項の義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は<u>毀損</u>した場合は、その損害額を弁償しなければならない。</p>
<p>(料金の算定) 第25条 略 2 従量料金は、隔月又は<u>毎月</u>の定例日にメーターの点検を行い、その計量した使用水量により算定する。隔月の場合の使用水量は、各月均等とみなす。 3 略</p>	<p>(料金の算定) 第25条 略 2 従量料金は、隔月の定例日にメーターの点検を行い、その計量した使用水量を各月均等とみなして算定する。<u>ただし、次条に規定する個別給水契約を結んだ者が希望する場合は、毎月の定例日にメーターの点検を行い、その計量した使用水量により算定するものとする。</u> 3 略</p>
<p>(個別給水契約) 第25条の2 管理者は、水の供給量に余裕がある場合、管理者が別に定める水量を超えて使用する使用者と、当該使用者の申込みにより使用する基準となる水量（以下「基準水量」という。）を定めて、個別に給水契約（以下「個別給水契約」という。）を結ぶことができる。 2～4 略</p>	<p>(個別給水契約) 第25条の2 管理者は、水の供給量に余裕がある場合、管理者が別に定める水量を超えて使用する使用者と、当該使用者の申込みにより使用する基準となる水量（以下「基準水量」という。）を定めて、<u>メーターごとに</u>個別に給水契約（以下「個別給水契約」という。）を結ぶことができる。 2～4 略</p>
<p>(手数料) 第32条 手数料は、次の区別により申込者から申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは申込後徴収することができる。 (1) 第7条第1項の指定をするとき 1件につき10,000円  (2) 第7条第2項の設計審査（材料の確認を含む。）及び工事検査をするとき 1件につき<u>7,000円</u>（水道メーターを2個以上設置する場合は、1個につき<u>2,000円</u>を加算した額）。ただし、管理者が別に定める軽微な工事については、1件につき<u>2,000円</u> (3) 略</p>	<p>(手数料) 第32条 手数料は、次の区別により申込者から申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは申込後徴収することができる。 (1) 第7条第1項の指定をするとき 1件につき10,000円（<u>市内に本店、支店等を有しない場合は、30,000円</u>）  (2) 第7条第2項の設計審査（材料の確認を含む。）及び工事検査をするとき 1件につき<u>14,000円</u>（メーターを2個以上設置する場合は、1個につき<u>4,000円</u>を加算した額）。ただし、管理者が別に定める軽微な工事については、1件につき<u>4,000円</u> (3) 略</p>

旧					新				
(4) 開栓手数料 1件につき <u>1,000円</u> (5) 略					(4) 開栓手数料 1件につき <u>2,000円</u> (5) 略				
別表第1 (第25条関係) 水道料金算出表  (1月につき)					別表第1 (第25条関係) 1 水道料金算出表 (次項に掲げる給水区域を除く。)  (1月につき)				
区分		一般用	公衆浴場用	私設消火栓用 (消火演習)	区分		一般用	公衆浴場用	私設消火栓用 (消火演習)
基本料金	口径	13mm	円 <u>650</u>	円 <u>650</u>	基本料金	口径	13mm	円 <u>700</u>	円 <u>700</u>
		20mm	<u>2,020</u>	<u>2,020</u>			20mm	<u>2,060</u>	<u>2,060</u>
		25mm	<u>3,630</u>	<u>3,630</u>			25mm	<u>3,700</u>	<u>3,700</u>
		30mm	<u>5,850</u>	<u>5,850</u>			30mm	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>
		40mm	<u>12,400</u>	<u>12,400</u>			40mm	<u>12,700</u>	<u>12,700</u>
		50mm	<u>22,500</u>	<u>22,500</u>			50mm	<u>23,000</u>	<u>23,000</u>
		75mm	<u>39,100</u>	<u>39,100</u>			75mm	<u>40,000</u>	<u>40,000</u>
		100・150mm	<u>83,500</u>	<u>83,500</u>			100・150mm	<u>85,200</u>	<u>85,200</u>
		従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	使用水量区分	10m <sup>3</sup> 以下の部分			<u>116</u>	60	従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき)
10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>147</u>				10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>140</u>			
20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>174</u>				20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>165</u>			
30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>197</u>				30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>188</u>			
50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>214</u>				50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>211</u>			
100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>214</u>				100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>211</u>			
200m <sup>3</sup> を超え400m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>214</u>				200m <sup>3</sup> を超え400m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>211</u>			
400m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>214</u>				400m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>211</u>			

旧					新				
		分					分		
		1,000m <sup>3</sup> を超える部分	195				1,000m <sup>3</sup> を超える部分	195	
					2 御堂垣外簡易水道料金算出表				
					(1月につき)				
					区分		給水区域		
							藤沢中山	御堂垣外のうち御堂垣外水道組合が管理する区域又は松倉のうち松倉簡易水道組合が管理する区域	
					基本料金		円	円	
							2,657	1,828	
					従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)	使用 水量 区分	10m <sup>3</sup> を超える部分	円	
							266	—	

# 議案第21号関係資料(1)

## 伊那市下水道条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新				
<p>(手数料)</p> <p>第43条 申請者又は申込者は、次の表に掲げる区分により、手数料を納付しなければならない。</p>				<p>(手数料)</p> <p>第43条 申請者又は申込者は、次の表に掲げる区分により、手数料を納付しなければならない。</p>				
区分		額		区分		額		
略				略				
指定工事店証交付手数料	新規登録1件につき 10,000円 継続登録1件につき 5,000円 再交付1件につき 5,000円	第18条の指定工事店証の交付をするとき。		指定工事店証交付手数料(市内に本店、支店等を有する者)	新規登録1件につき 10,000円 継続登録1件につき 5,000円 再交付1件につき 5,000円	第18条の指定工事店証の交付をするとき。		
				指定工事店証交付手数料(市内に本店、支店等を有しない者)	新規登録1件につき <u>30,000円</u> 継続登録1件につき <u>15,000円</u> 再交付1件につき <u>15,000円</u>	第18条の指定工事店証の交付をするとき。		
<p>別表(第32条関係)</p> <p>下水道使用料算出表</p> <p>(1使用月につき)</p>				<p>別表(第32条関係)</p> <p>下水道使用料算出表</p> <p>(1使用月につき)</p>				
区分		一般用	業務用	公衆浴場用	区分	公衆浴場以外	公衆浴場	
基本使用料		円 <u>1,800</u>	円 <u>1,950</u>	円 <u>1,950</u>	基本使用料	円 <u>1,800</u>	円 <u>1,800</u>	
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	使用水量区分	10m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>15</u>	<u>—</u>	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	使用水量区分	10m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>30</u>
		10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>160</u>	<u>160</u>			10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>160</u>
		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>190</u>	<u>190</u>			20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>200</u>
		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>205</u>	<u>205</u>			30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>230</u>



旧				新			
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>240</u>	<u>240</u>		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>260</u>	
	100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>265</u>	<u>265</u>		100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>275</u>	
	200m <sup>3</sup> を超え400m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>275</u>	<u>275</u>		200m <sup>3</sup> を超え400m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>285</u>	
	400m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>285</u>	<u>285</u>		400m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>295</u>	
	1,000m <sup>3</sup> を超える部分	<u>285</u>	<u>285</u>		1,000m <sup>3</sup> を超え2,000m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>295</u>	
					2,000m <sup>3</sup> を超える部分	<u>260</u>	
<p>備考</p> <p>1. <u>下水道使用料を算出するための計量装置等（第32条第2項第2号又は伊那市水道事業給水条例第19条第1項の規定により設置された計量装置又はメータ一。次項において「計量装置等」という。）の口径が13ミリメートル又は20ミリメートルであるものは一般用区分を適用し、それ以外の場合は業務用区分を適用する。</u></p> <p>2. <u>計量装置等の設置数の合計が複数の場合は、当該計量装置等のうち最も口径が大きいものの使用料区分を適用する。</u></p> <p>3. <u>前2項の規定にかかわらず、第32条第2項第2号ただし書に定める場合又は同項第3号本文に該当する者である場合は、業務用区分を適用する。</u></p>							

# 議案第21号関係資料(2)

## 伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																																								
<p>(設置)</p> <p>第1条 農業集落における農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は生活環境の改善を図り、もって公共用水域の水質保全に寄与するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定により、<u>伊那市農業集落排水施設</u>(以下「<u>農業集落排水施設</u>」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 農業集落における農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は生活環境の改善を図り、もって公共用水域の水質保全に寄与するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定により、<u>農業集落排水施設</u>を設置する。</p>																																								
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 排水設備設置義務者 <u>農業集落排水施設整備区域</u>に住所又は事業所を有する者で、下水道事業管理者の権限を行う市長(以下「<u>管理者</u>」という。)が排水設備を設置することを認めたものをいう。</p> <p>(8)～(11) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 排水設備設置義務者 <u>排水施設整備区域</u>に住所又は事業所を有する者で、下水道事業管理者の権限を行う市長(以下「<u>管理者</u>」という。)が排水設備を設置することを認めたものをいう。</p> <p>(8)～(11) 略</p>																																								
<p>(名称、位置及び区域)</p> <p>第3条 農業集落排水施設の名称、農業集落排水処理施設の名称並びに位置及び<u>農業集落排水施設整備区域</u>は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">農業集落排水施設の名称</th> <th colspan="2">農業集落排水処理施設</th> <th rowspan="2">農業集落排水施設整備区域</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊那市高遠町栗 巾排水処理施設</td> <td>栗巾浄化センター</td> <td>伊那市高遠町長藤 1386番地2</td> <td>長藤栗巾の区域</td> </tr> <tr> <td>伊那市高遠町宮 原排水処理施設</td> <td>宮原浄化センター</td> <td>伊那市高遠町山室 3025番地</td> <td>山室宮原の区域</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	農業集落排水施設の名称	農業集落排水処理施設		農業集落排水施設整備区域	名称	位置	略				伊那市高遠町栗 巾排水処理施設	栗巾浄化センター	伊那市高遠町長藤 1386番地2	長藤栗巾の区域	伊那市高遠町宮 原排水処理施設	宮原浄化センター	伊那市高遠町山室 3025番地	山室宮原の区域	略				<p>(名称、位置及び区域)</p> <p>第3条 農業集落排水施設の名称、農業集落排水処理施設の名称並びに位置及び<u>排水施設整備区域</u>は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">農業集落排水施設の名称</th> <th colspan="2">農業集落排水処理施設</th> <th rowspan="2">排水施設整備区域</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊那市高遠町宮 原排水処理施設</td> <td>宮原浄化センター</td> <td>伊那市高遠町山室 3025番地</td> <td>山室宮原の区域</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	農業集落排水施設の名称	農業集落排水処理施設		排水施設整備区域	名称	位置	略				伊那市高遠町宮 原排水処理施設	宮原浄化センター	伊那市高遠町山室 3025番地	山室宮原の区域	略			
農業集落排水施設の名称		農業集落排水処理施設			農業集落排水施設整備区域																																				
	名称	位置																																							
略																																									
伊那市高遠町栗 巾排水処理施設	栗巾浄化センター	伊那市高遠町長藤 1386番地2	長藤栗巾の区域																																						
伊那市高遠町宮 原排水処理施設	宮原浄化センター	伊那市高遠町山室 3025番地	山室宮原の区域																																						
略																																									
農業集落排水施設の名称	農業集落排水処理施設		排水施設整備区域																																						
	名称	位置																																							
略																																									
伊那市高遠町宮 原排水処理施設	宮原浄化センター	伊那市高遠町山室 3025番地	山室宮原の区域																																						
略																																									

旧	新
<p>(汚水と雨水の分流)</p> <p>第4条 <u>農業集落排水施設整備区域内</u>の下水は、汚水と雨水に分流し、汚水は農業集落排水施設に、雨水は公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定するものをいう。）に放流するものとする。ただし、管理者が特別に認めた汚水については、この限りでない。</p>	<p>(汚水と雨水の分流)</p> <p>第4条 <u>排水施設整備区域内</u>の下水は、汚水と雨水に分流し、汚水は農業集落排水施設に、雨水は公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定するものをいう。）に放流するものとする。ただし、管理者が特別に認めた汚水については、この限りでない。</p>
<p>(排水設備の計画の確認)</p> <p>第6条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「<u>新築等</u>」という。）を行おうとする者は、あらかじめその計画が管理者が別に定める基準に適合するものであることについて、必要な書類を添付して申請し、管理者の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(排水設備の計画の確認)</p> <p>第6条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「<u>新設等</u>」という。）を行おうとする者は、あらかじめその計画が管理者が別に定める基準に適合するものであることについて、必要な書類を添付して申請し、管理者の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>
<p>(汚水の排除の制限)</p> <p>第9条 使用者は、著しく農業集落排水施設の施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのある汚水を継続して排除して農業集落排水処理施設を使用してはならない。</p> <p>2 前項の著しく農業集落排水施設の施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのある汚水とは、次に掲げる事業に起因し、又は付随する汚水で、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4及び下水道条例第23条に規定する水質の基準又は下水道条例第24条に規定する水質の基準に適合しないものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(汚水の排除の制限)</p> <p>第9条 使用者は、著しく農業集落排水施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのある汚水を継続して排除して農業集落排水処理施設を使用してはならない。</p> <p>2 前項の著しく農業集落排水施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのある汚水とは、次に掲げる事業に起因し、又は付随する汚水で、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4及び下水道条例第23条に規定する水質の基準又は下水道条例第24条に規定する水質の基準に適合しないものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>
<p>(改善命令等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 管理者は、前項の使用者の排除している汚水の水質が、<u>農業集落排水施設の施設</u>を損傷し、又は機能を著しく阻害するおそれのある場合は、当該使用者に対して汚水排除の一時停止を命じることができる。</p>	<p>(改善命令等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 管理者は、前項の使用者の排除している汚水の水質が、<u>農業集落排水施設</u>を損傷し、又は機能を著しく阻害するおそれのある場合は、当該使用者に対して汚水排除の一時停止を命じることができる。</p>

旧			
別表第1（第14条関係） 農業集落排水施設使用料算出表 (1使用月につき)			
区分		一般用	業務用
基本使用料		円 1,800	円 1,950
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	使用 水量 区 分	10m <sup>3</sup> 以下の部分	円 15
		10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> 以下の部分	円 160
		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> 以下の部分	円 190
		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> 以下の部分	円 205
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> 以下の部分	円 240
		100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> 以下の部分	円 265
		200m <sup>3</sup> を超え400m <sup>3</sup> 以下の部分	円 275
		400m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> 以下の部分	円 285
		1,000m <sup>3</sup> を超える部分	円 285
備考			
1 農業集落排水使用料を算出するための計量装置等（第14条第3項第2号又は伊那市水道事業給水条例（平成18年伊那市条例第204号）第19条第1項の規定により設置された計量装置又はメーター。次項において「計量装置等」という。）の口径が13ミリメートル又は20ミリメートルであるものは一般用区分を適用し、それ以外のもは業務用区分を適用する。			
2 計量装置等の設置数の合計が複数の場合は、当該計量装置等のうち最も口径が大きいものの使用料区分を適用する。			
3 前2項の規定にかかわらず、第14条第3項第2号ただし書に定める場合又は同項第3号本文に該当する者である場合は、業務用区分を適用する。			

別表第2（第15条関係）	
農業集落排水施設の名称	農業集落排水施設整備区域（円/戸）
略	

新			
別表第1（第14条関係） 農業集落排水施設使用料算出表 (1使用月につき)			
区分			金額
基本使用料			円 1,800
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	使用 水量 区 分	10m <sup>3</sup> 以下の部分	円 30
		10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> 以下の部分	円 160
		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> 以下の部分	円 200
		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> 以下の部分	円 230
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> 以下の部分	円 260
		100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> 以下の部分	円 275
		200m <sup>3</sup> を超え400m <sup>3</sup> 以下の部分	円 285
		400m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> 以下の部分	円 295
		1,000m <sup>3</sup> を超え2,000m <sup>3</sup> 以下の部分	円 295
		2,000m <sup>3</sup> を超える部分	円 260

別表第2（第15条関係）	
農業集落排水施設の名称	(1戸につき) 加入金
略	

旧		新	
伊那市高遠町栗巾排水処理施設	550,000円		
伊那市高遠町宮原排水処理施設	550,000円	伊那市高遠町宮原排水処理施設	550,000円
略		略	

## 議案第21号関係資料(3)

### 伊那市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(使用開始等の届出)</p> <p>第4条 使用者は、戸別合併処理浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 戸別合併処理浄化槽の使用を休止し、若しくは廃止するときは、住宅等所有者又は使用者の費用負担により当該浄化槽を清掃し、再使用可能な状態で管理者に返納しなければならない。</p>	<p>(使用開始等の届出)</p> <p>第4条 使用者は、戸別合併処理浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。<u>ただし、当該浄化槽の使用を廃止したときに届け出る者がいない場合その他規程で定める場合は、廃止の届出があったものとみなす。</u></p> <p>2 戸別合併処理浄化槽の使用を廃止するときは、住宅等所有者又は使用者の費用負担により当該浄化槽を清掃し、再使用可能な状態で管理者に返納しなければならない。<u>ただし、特別の事情があると管理者が認めたときは、清掃を免除することができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、戸別合併処理浄化槽の使用を廃止したときは、管理者が相当な事由があると認めたときに限り、規程で定める手続により住宅等所有者等に当該浄化槽を無償で譲渡することができる。</u></p>
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第5条 管理者は、戸別合併処理浄化槽の使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、使用者が排除した汚水の量により算出する場合の使用料は、別表に定めるところにより算出した基本使用料及び従量使用料の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額）を加算した額とする。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 使用月の中途において使用者が戸別合併処理浄化槽の使用を開始し、<u>休止し、若しくは廃止し、又は再開したときの基本使用料は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(2) 略</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第5条 管理者は、戸別合併処理浄化槽の使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 <u>使用料は、使用者が排除した汚水の量により算出するものとし、その額は、別表に定めるところにより算出した基本使用料（以下「基本使用料」という。）及び従量使用料の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額）を加算した額とする。</u></p> <p>3 略</p> <p><u>4 戸別合併処理浄化槽の使用を休止している期間も、基本使用料を徴収する。</u></p> <p>5 使用月の中途において使用者が戸別合併処理浄化槽の使用を開始し、<u>又は廃止したときの基本使用料は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(2) 略</p>

旧	新					
<u>5</u> 略 <u>6</u> 略	<u>6</u> 略 <u>7</u> 略					
<u>(使用料の減免等)</u> <u>第7条</u> 管理者は、災害その他特別の事情があると認めたときは、使用料の徴収を猶予し、又は減額し、若しくは免除することができる。						
(電気料金及び水道料金の使用者負担) <u>第8条</u> 略	(電気料金及び水道料金の使用者負担) <u>第7条</u> 略					
(資料の提出) <u>第9条</u> 略	(資料の提出) <u>第8条</u> 略					
(保管義務等) <u>第10条</u> 略	(保管義務等) <u>第9条</u> 略					
(罰則) <u>第11条</u> 略	(罰則) <u>第10条</u> 略					
(委任) <u>第12条</u> 略	(委任) <u>第11条</u> 略					
別表（第5条関係） 戸別合併処理浄化槽使用料算出表 (1使用月につき) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>一般用</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>業務用</u></td> </tr> </table>	区分	<u>一般用</u>	<u>業務用</u>	別表（第5条関係） 戸別合併処理浄化槽使用料算出表 (1使用月につき) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 30%; text-align: center;"><u>金額</u></td> </tr> </table>	区分	<u>金額</u>
区分	<u>一般用</u>	<u>業務用</u>				
区分	<u>金額</u>					

旧				新				
基本使用料			円 800	円 950	基本使用料		円 800	
従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	使用 水量 区分	10m <sup>3</sup> 以下の部分	15	—	従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	使用 水量 区分	10m <sup>3</sup> 以下の部分	30
		10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> 以下の部分	160	160			10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> 以下の部分	160
		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> 以下の部分	190	190			20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> 以下の部分	200
		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> 以下の部分	205	205			30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> 以下の部分	230
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> 以下の部分	240	240			50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> 以下の部分	260
		100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> 以下の部分	265	265			100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> 以下の部分	275
		200m <sup>3</sup> を超え400m <sup>3</sup> 以下の部分	275	275			200m <sup>3</sup> を超え400m <sup>3</sup> 以下の部分	285
		400m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> 以下の部分	285	285			400m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> 以下の部分	295
		1,000m <sup>3</sup> を超える部分	285	285			1,000m <sup>3</sup> を超え2,000m <sup>3</sup> 以下の部分	295
						2,000m <sup>3</sup> を超える部分	260	
備考								
<p>1 戸別合併処理浄化槽使用料を算出するための計量装置等（第5条第3項第2号又は伊那市水道事業給水条例（平成18年伊那市条例第204号）第19条第1項の規定により設置された計量装置又はメーター。次項において「計量装置等」という。）の口径が13ミリメートル又は20ミリメートルであるものは一般用区分を適用し、それ以外のものは業務用区分を適用する。</p>								
<p>2 計量装置等の設置数の合計が複数の場合は、当該計量装置等のうち最も口径が大きいものの使用料区分を適用する。</p>								
<p>3 前2項の規定にかかわらず、第5条第3項第2号ただし書に定める場合又は同項第3号本文に該当する者である場合は、業務用区分を適用する。</p>								